平成２４年（フ）第１４４５５号
東京都立川市西砂町６丁目39―21
債務者　橋田多鶴子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５６号
神奈川県横浜市神奈川区羽沢町659―11
債務者　高橋　　博
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４５７号
東京都練馬区平和台４丁目19―10―703
債務者　茂岡　陽介
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６０号
東京都狛江市和泉本町３丁目36―２
債務者　石高　　篤
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６１号
神奈川県小田原市南町３丁目13―９
債務者　今村　吾郎
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６２号
東京都板橋区熊野町13―８―1301
債務者　田代　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４６８号
東京都青梅市東青梅３丁目24―17―404
債務者　遠藤アイ子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７２号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目26―８
債務者　五十嵐洋一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７５号
東京都足立区東和４丁目２―８―204
債務者　伊東　規一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７６号
東京都港区白金２丁目２―３―203
債務者　伊藤　二朗
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８３号
埼玉県行田市大字長野682―１
債務者　高橋貴美代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０１号
東京都足立区竹の塚５丁目４―４―204
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５０６号
東京都板橋区赤塚新町１丁目23―１―304
債務者　池田美貴子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４０号
東京都目黒区目黒本町３丁目１―22―102
債務者　福田うた子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５５３号
東京都豊島区千早４丁目31―17―203
債務者　勝野智栄子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５５４号
千葉県船橋市上山町１丁目156―１―315
債務者　白鳥　　昇
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部